

**令和7年度新潟市情報セキュリティ外部監査業務委託
監査報告書
【概要版】**

令和8年1月9日
株式会社カシックス

I. 監査の概要

1. 監査目的

新潟市の情報セキュリティポリシーに準拠した適切な対策が実施されているか、独立かつ専門的な立場から検証し改善することで、情報セキュリティ対策の向上に資することを目的とします。(助言型監査)

2. 監査対象

次の所属が所管するシステムを監査対象として実施しました。

No.	被監査所属	監査対象システム
1	保健衛生部 保健所保健管理課	保健所情報システム（保健衛生）
2	財務部 市民税課	新潟市市民税オンラインシステム
3	福祉部 高齢者支援課	新潟市高齢者福祉システム

3. 監査範囲

監査対象システムの運用

4. 監査対象期間

監査実施日から過去1年間の記録を監査対象の基本としました。

5. 監査手続き

- (1) 文書類・記録類の閲覧
- (2) 職員等へのヒアリング
- (3) 執務室の観察

※技術的検証は含みません。

6. 監査場所

監査対象システムの所管所属の執務室等

7. 適用する基準

(1)監査の基準

- ① 新潟市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）
- ② 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（令和7年3月版（総務省））
- ③ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版（総務省））
- ④ 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（令和7年6月版（個人情報保護委員会））
- ⑤ その他情報セキュリティ監査を実施するうえで遵守・参考とする必要がある基準

(2)評価の基準

- ① 地方公共団体の情報セキュリティレベルの評価に係る制度の在り方に関する調査研究報告書（総務省）
- ② 評価の基準の各項目における評価点は、次の1～5段階の定義に基づいて決定しました。

評価点	分類	評価点の定義
5	適合	現時点における地方公共団体における対応として、推奨できる水準
4	改善事項	概ね推奨できる水準に近いが、一部改善の余地がある
3	指摘事項	基礎的な取り組みはなされているが、改善の余地がある
2		基礎的な取り組みはなされているが、改善すべき点が多い
1		基礎的な取り組みがなされていない

※総務省「地方公共団体の情報セキュリティレベルの評価に係る制度の在り方に関する調査研究報告書」(平成18年3月)より

8. 監査人

株式会社カシックス

9. 監査の実施

(1) 予備調査

① 予備調査票

業務の概要、システムの概要、システムの運用、情報資産の流れ、手順書等の整備状況を把握します。これらは、監査ポイントを絞り込み、効率的な監査業務を行うために実施しました。

(2) 本監査

① ヒアリング・閲覧

監査対象所属の担当者に、監査チェックリストを使用してセキュリティ対策状況についてヒアリングと閲覧を行いました。監査項目によっては、対策実施における監査の証跡として文書や記録を提示いただきました。

② 執務室・サーバ室等の現地視察

監査対象所属での対策状況や職員の遵守状況を確認するために執務室等の視察を行いました。

③ 技術的検証（なし）

10. 監査項目

- ①情報資産の分類と管理
- ②サーバ等の管理
- ③管理区域の管理
- ④職員等のパソコン等の管理
- ⑤職員等の遵守事項
- ⑥ID及びパスワードの管理
- ⑦不正プログラム対策
- ⑧外部委託

11. 監査スケジュール

イベント	日時	概要
実施計画説明会	令和7年10月16日（木） 15時30分～16時00分	監査実施計画の説明会を実施しました。
予備調査	令和7年10月16日（木） ～ 令和7年10月30日（木）	ご提示頂いた資料により、業務の概要、システムの概要、システムの運用、情報資産の流れ、手順書等の整備状況を確認しました。 予備調査ヒアリングシートによる事前調査を行いました。
本監査	【保健所情報システム（保健衛生）】 令和7年11月27日（木） 13時30分～15時30分	監査対象所属に対して、以下のとおり実施しました。 ①オープニングミーティング （約5分）
	【新潟市市民税オンラインシステム】 令和7年12月1日（月） 10時00分～12時00分	②ヒアリング・閲覧 （約60分） ③現地視察 （約30分）
	【新潟市高齢者福祉システム】 令和7年12月1日（月） 13時30分～15時30分	④監査人会議（監査人のみ） （約15分） ⑤中間報告※ （約10分） ※監査において検出された事実を確認しました。
監査報告書	令和7年12月16日（火）	監査人より監査報告書（案）を提出しました。
	令和7年12月19日（金）	監査対象所属が監査報告書（案）を確認しました。
	令和7年12月25日（木）	監査人より監査報告書を提出しました。
監査報告会	令和8年1月9日（金）	監査報告書に基づく監査結果、見直し及び改善策についての報告会を実施しました。

II. 監査結果

今回の監査は、貴市（被監査所属）の情報資産の取扱い及び所管する情報システムの運用管理が新潟市情報セキュリティポリシー（基本方針・対策基準）等の監査基準に適合・準拠して行われているかを中心に実施しました。

その結果、業務運用上での情報セキュリティ対策の取り組みにおいて、監査基準に適合・準拠していない指摘事項が5件、改善事項が1件検出されました。

1. 検出事項

「情報資産管理台帳の作成」、「Web会議の利用手順」、「委託事業者との契約」に関する事項を検出しました。指摘事項・改善事項につきましては、貴市（被監査所属）の事情に合わせて改善措置を検討されることを推奨します。

III. 改善提言

主な改善提言を以下に示します。

(1) 情報資産管理台帳の作成

情報資産管理台帳の定期的な更新の確認ができませんでした。

情報資産管理台帳の運用において、電磁的記録媒体は毎月1回以上、その他は毎年1回以上の定期確認を行うことと、新潟市情報セキュリティポリシー対策基準に定められています。情報資産管理台帳は、情報資産を分類し、分類に応じた取り扱い（入手、利用、保管、運搬、提供・公表、廃棄等）を定義するために必要な管理台帳です。情報資産の機密性・可用性・完全性を保持するためにも、情報資産管理台帳を定期及び隨時に更新することを推奨します。

また、情報資産管理台帳で個人情報（及び特定個人情報）に該当する情報資産を明示することで、取り扱っている個人情報（及び特定個人情報）の認識共有に有効となります。

(2) Web会議の利用手順

今年度に情報システム課から全庁展開されているWeb会議運用手順書の存在を把握されておらず、全庁的な浸透に疑問があります。改めて全庁周知されることを推奨します。

(3) 委託事業者との契約

委託を行っている事業は全庁的に多々あることと推察いたします。契約ごとに個別に改善するより、全庁的な取り組みとして、委託先が再委託先と契約する前に、委託先と再委託との情報セキュリティ要件を確認すること、契約後も要件を満たした情報セキュリティの運用がなされているかを適宜に確認することを推奨します。

以上